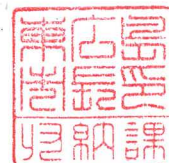


公 売 公 告 兼 見 積 価 額 の 公 告

東広収第1265号
令和8年8月18日

東広島市長 高垣 廣徳



次のとおり、差押財産を公売するので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

公売財産 (見積価額及び公売保証金)		不動産 ※詳細は「別紙（公売財産、見積価額及び公売保証金の一覧）」のとおり	
公 売 の 方 法		入札（別紙記載の売却区分番号ごとの売却）	公 売 場 所 紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する 官公庁オークションシステム上
公売日程	期間・日時	【公売参加申込受付期間】 令和8年9月18日午後1時から 令和8年10月6日午後1時まで 【公売保証金提供期限】 令和8年10月7日午後5時まで 【公売の実施期間】 令和8年10月13日午後1時から 令和8年10月20日午後1時まで	
	最高価申込者 決定日	令和8年10月20日午後2時	最高価申込者 決 定 場 所 東広島市財務部収納課
売却決定の日時		令和8年11月10日午後0時	売 却 決 定 所 東広島市財務部収納課
買受代金の納付期限		令和8年11月10日午後2時30分	

買受人に ついての資格 その他の要件	・国税徴収法第92条及び第108条第1項各号の規定に該当する者は、買受人として公売に参加する資格がありません。
--------------------------	---

そ の 他	【留意事項(不動産)】 ・公売に参加しようとする者は、上記の公売参加申込受付期間に所定の公売参加申込手続きを行う必要があります。 ・公売は滞納処分の一環として実施されるため、通常の不動産取引と取扱いが異なります。参加にあたっては、公売公告、東広島市インターネット公売ガイドライン及び関係法令の内容をご確認ください。 ・公売は現況有姿(現在の状態のまま)で行います。また、下見会は実施しませんので、公売財産の現況(掲載している図面及び写真が現況と異なる場合は現況を優先します。)、権利関係及び関係公簿等をあらかじめ買受人の責任と負担においてご確認ください。 ・所在、地番、地目及び地積は登記簿による表示です(実測による面積とは一致しない場合があります)。 ・東広島市は、土壌汚染やアスベスト等に関する専門的な調査及び地中埋設物の有無について調査していません。地中埋設物、土壌汚染、軟弱地盤その他公売公告から判明しない事項を含め、財産の種類、品質又は数量に関する不適合が存在する場合であっても、東広島市は契約不適合責任その他一切の責任を負いません。 ・土地の境界及び隣接地との工作物、樹木、配管等の越境の有無並びにその解消については、買受人の責任において確認及び隣接地所有者との協議を行ってください。東広島市はこれらについて確認、保証又は調整等に関与しません。 ・公売は市税滞納者等が所有する財産(差押財産)を法令に基づき売却するものであり、東広島市が所有する財産を売却するものではないため、東広島市は前所有者又は占有者に対し、買受人への引渡しその他必要な行為を求める義務を負いません。買受人は、自らの責任と負担において前所有者等と必要に応じて協議し、明渡し、公売財産内に存在する動産等の処分その他必要な手続を行ってください。 ・上下水道、ガス、電気等の供給状況については関係機関へ確認してください。また、建築の可否等については関係行政庁へ確認してください。 ・買受人は、売却決定後、買受代金を納付した時に公売財産を取得し、財産の毀損、盗難、焼失等による損害(危険負担)は買受人が負うこととなります。なお、許可及び承認を必要とする財産は、それを得たときです。 ・買受人は、買受代金の納付後に公売財産の返品及び買受代金の返金を求めることはできません。 ・権利移転に伴う費用(移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。 ・国税徴収法の規定により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。詳細は東広島市ホームページを確認してください。 ・次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時や買受代金の納付期限が異なる場合があります。 ・買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合、売却決定の日時及び買受代金納付期限が変更される場合があります。
	【物件の状態など特記事項】 [R08-1]・対象不動産内及びその近傍に電柱4本が存在していますが、東広島市は敷地境界について未確認のため、これらが対象不動産内に存するかどうかわかりません。また、当該電柱の管理者、占用権原その他の権利関係についても調査及び確認を行っていません。

公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出

公売財産上に所有する質権、抵当権、先取特権又は留置権等により配当を受けることができる者は、売却決定の前日までに債権現在額申立書によりその内容を申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、東広島市役所財務部収納課に用意してあります。



別紙（公売財産、見積価額及び公売保証金の一覧）

売却区分 番号	換価区分	公売財産	見積価額	公売保証金
R08-1	【一括換価】	不動産（土地） 数量：1 所在：東広島市志和町奥屋字松草 地番：4 1 5 番 1 地目：雑種地 地積：7 9 9 m ²	5, 500, 000円	550, 000円
R08-1	【一括換価】	不動産（土地） 数量：1 所在：東広島市志和町奥屋字松草 地番：4 1 5 番 2 地目：雑種地 地積：5 8 7 m ²		
R08-1	【一括換価】	不動産（土地） 数量：1 所在：東広島市志和町奥屋字松草 地番：4 1 6 番 1 地目：雑種地 地積：2 2 7 m ²		
		以下余白		